

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年 11月 26日
沼津河川国道事務所長 長谷部 智久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局沼津河川国道事務所の令和2年度 沼津河川国道管内道路照明維持工事に関する公示である。

対象となる照明維持工事は、沼津河川国道事務所が管理している国道1号、138号、246号、東駿河湾環状道路、天城北道路の供用中の道路の維持を目的として道路照明維持作業を実施し、24時間体制で交通事故処理等に応急対応が可能な体制の構築を求めるものである。

よって、本照明維持工事は、前年度の当該地域における直轄国道の照明維持工事受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本照明維持工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 令和2年度 沼津河川国道管内道路照明維持工事

(2) 施工範囲 沼津河川国道事務所管内

なお、施工範囲は別図を参照のこと。

(3) 作業内容 沼津河川国道事務所管内の照明維持工事を行うこと。

道路照明維持補修工 維持工事 1式、道路照明維持補修工 トンネル照明維持工 1式、道路照明維持補修工 巡回維持補修工 1式、道路照明維持補修工 道路付属物塗替工 1式、道路照明維持補修工 照明維持補修工 1式、応急維持工 1式、仮設工 1式

なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「維持修繕工事」の令和元年・2年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元年・2年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年10月1日付け中部地方整備局長）に示す地域JVとしての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域JVのいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

③会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日での4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。

⑥「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

沼津河川国道事務所に係る以下の業務

- ・平成31年度 沼津河川国道道路管理資料作成業務（一社）パブリックサービス
- ・平成31年度 沼津河川国道道路設計資料作成業務 P S ・日本振興設計共同体
- ・平成30年度 沼津河川国道管内道路積算技術業務（一社）パブリックサービス
- ・平成30年度 天城北河津下田道路積算技術業務（一社）パブリックサービス
- ・平成30年度 沼津河川国道管内道路管理積算技術業務

P S ・テクノス設計共同体

- ・平成30年度 天城北河津下田道路工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
- ・平成30年度 沼津維持管内工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
- ・平成30年度 御殿場維持管内工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
- ・平成31年度 沼津河川国道管内道路技術資料作成業務 (株)テクノスジャパン
- ・平成30年度 沼津河川国道技術審査業務（一社）パブリックサービス

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこ

と（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体及び地域JVとして申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- ・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
静岡県

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成16年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体及び地域JVにあつては、いずれかの構成員が、平成16年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

同種工事：供用中の道路における照明維持修繕工事（作業）の施工実績

※ 道路照明の経常的維持工事（作業）とは、工期が半年以上の道路照明維持修繕（作業）を言う。

類似工事：道路照明灯又はトンネル照明灯を設置した施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を専任で配置できること。

- ・ 1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（電気電子部門、建設部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ 1 級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限る。）
- ・ 監理技術者資格者証（電気通信工事業）の資格を有する者

なお、主任技術者の場合は、上記あるいは、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・ 第 1 種電気工事士の資格を有する者
- ・ 第 2 種電気工事士の資格を有し 3 年以上の建設業に係る建設工事（電気工事）の実務経験を有する者
- ・ 第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者の資格を有し、5 年以上の建設業に係る建設工事（電気工事）の実務経験を有する者
- ・ 2 級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- ・ 登録電気工事基幹技能者講習を修了した者・建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。

高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5 年以上

高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3 年以上

大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3 年以上

- ・ 建設業に係る建設工事（電気工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 2 級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限る。）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成 16 年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。

(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

経常建設共同企業体にあつては、一人で(3)①1)の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の(3)①1)の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(3)①1)の基準を満たし、上記(2)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域JVにあつては、構成員のうちの1社が(3)①の基準を満たし、上記(2)に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとする。

(a) 甲型の地域JVの場合

- 一 下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置すること。なお、請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者(その他の構成員は主任技術者)を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第一号又は第二号の場合において、請負金額が3,500万円以上であっても、次に掲げる構成員(代表者でなくても可とする)が監理技術者(監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者)を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和元・2年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可(構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可)を有し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和元・2年度一般競争(指名競争)参加資格の工事種別(以下「工事種別」という。)において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者(等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事

種別の有資格業者を含む。)のうちいずれかの者

(b) 乙型の地域JVの場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が 4,000 万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置すること。なお、分担工事に係る請負金額が 3,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が 4,000 万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。

また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

(c) 配置予定技術者の専任期間

地域JVが、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型及び乙型共に要しない。

ただし、発注者と地域JVの間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(4) 技術力に関する要件

気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるものであること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3 2 4 4 番地の2
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 経理課
電 話：055-934-2002 FAX：055-934-2059

②技術関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3 2 4 4 番地の2
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課
電 話：055-934-2006 FAX：055-934-2015

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和元年11月27日(水)から令和元年12月9日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで)

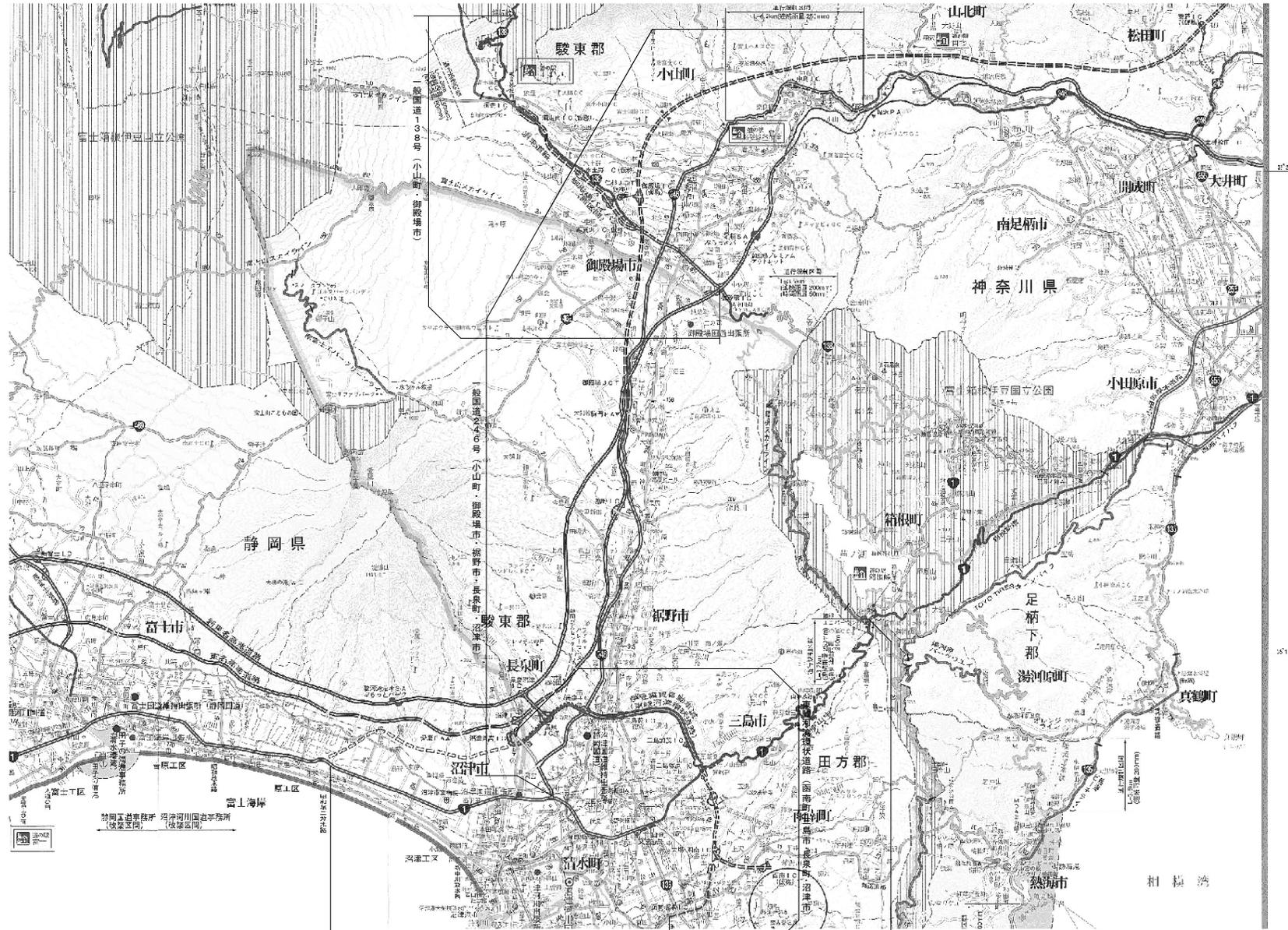
交付場所：上記(1)②に同じ

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限：令和元年12月 9日（月） 12時00分
提出場所：上記(1) ②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または FAX
（着信確認を行うこと）すること。
- (4) 質問の受付期限、場所及び方法
受付期限：令和元年11月29日（金） 16時00分
提出場所：上記(1) ②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または FAX
（着信確認を行うこと）すること。
- (5) 質問の回答日、場所及び方法
回答日：令和元年12月 3日（火）
回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。
- (6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡
実施する場合の連絡日：令和元年12月 9日（月）
実施場所：上記(1) ②に同じ。
- (7) 審査結果通知予定日
通知予定日：令和元年12月18日（水）
通知方法：FAX による。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

位置図



静岡自動車専用 沼津河川国道事務所 (改良区画)
 富士海岸 富士川河川事務所 (改良区画)

施工対象範囲
 一般国道1号 (函南町・三島市・清水町・沼津市)

工事名	令和2年度 沼津河川国道管内道路照明維持工事
図面名	位置図
年月日	令和 年 月
尺度	1/160,000(A3) 図面番号 14/24
会社名	
事務所名	国土交通省 沼津河川国道事務所